

22 議案第23号関係

おいらせ町職員の自己啓発等休業に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(教育施設)</p> <p><u>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</u></p> <p><u>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)</u></p> <p><u>(2) 学校教育法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)</u></p>	<p>(教育施設)</p> <p><u>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(大学院及び短期大学を含む。)、高等専門学校、専修学校及び各種学校その他任命権者が特に必要と認める教育施設とする。</u></p>